

8 交付金事務手続きの流れ <繰越協議>

余剰金の繰り越し ※該当する場合

繰越協議

【単独自治会】繰越協議書の提出

交付金の余剰金が発生した場合は、以下の書類をまちづくり社会教育課へ提出してください。

<提出書類>

1	まちづくり総合交付金繰越協議書（様式第6号）	20ページ
---	------------------------	-------

提出期限：**3月末まで**

※期限内に申請することができない場合は、提出期限までに市へ相談してください。

注意！

単独自治会が交付金を繰り越した場合は、その該当部分の交付金を市に返還していただきます。その場合の返還方法は、翌年度の交付金を減額して交付することで調整します。

繰越承認の通知

【市】繰越承認通知書の送付

市は、提出された繰越協議書の内容を審査し、繰越承認通知書により通知します。

交付金の繰り越しイメージ図 ※単独自治会

例) R7年度交付決定額：20万円
R8年度交付決定額：20万円の場合

R7年度の交付金に余剰金（5万円）が発生したため、R8年度に繰り越す。

